

○財務省告示第百二十二号  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省  
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成  
二十五年三月二十五日に発行した政府短期証券の  
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年四月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第三百五十四回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第七条第一項、財政融  
資資金法（昭和二十六年法律第  
百号）第九条第一項並びに特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第八十三条第  
一項、第九十四条第二項、同条  
第四項、第九十五条第一項、第  
百三十六条第一項及び第三百十  
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に発行される入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下

八 額最 低額 面金	七 イ 払 込 金 額						六 イ 発 行 額	五 イ 方 募 入 決 定 の																	
	行	争	非	者	特	国		行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国						
	入 札 発 競	入 札 発 競	入 札 発 競	入 札 発 競	入 札 発 競	入 札 発 競		入 札 発 競	入 札 発 競	入 札 発 競	入 札 発 競	入 札 発 競	入 札 発 競	入 札 発 競	入 札 発 競	入 札 発 競	入 札 発 競	入 札 発 競	入 札 発 競						
千 万 円							千 万 円						千 万 円							千 万 円					
				万 二 千 八 百 八 十 円	四 千 五 百 七 十 億	八 万 八 千 四 百 五 十 億	千 万 円						千 万 円							千 万 円					
				三 千 二 百 十 八	億 六 千 九 十	五 兆 七 百 九 十 五 億																			

九 振替単 位	十 一 発 行 日	十 口 入 札 行	十 二 償 還 期 限	十 三 償 還 金 額	十 四 元 金 支 払	十 五 入 札 参 加	十 六 払 込 期 日
振替法の規定による振替口座簿	平成二十五年三月二十五日	特別参加市場	平成二十五年六月二十四日	償還金を支払う。	日本銀行	財務大臣から通知を受けた者	平成二十五年三月二十五日